

～給与勧告制度の仕組みと本年の勧告のポイント～

平成26年10月
大分県人事委員会

【内 容】

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）
- 4 民間給与との較差等に基づく給与改定
- 5 本年の給与改定等
- 6 モデル給与例（行政職）
- 7 国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じた給与改定
- 8 最近の給与勧告の実施状況

1 給与勧告の対象職員

本年の給与勧告の対象となっているのは、給与条例の各給料表適用者15,597人(再任用職員等を除く。)であり、昨年より53人減少しています(そのうち行政職給料表適用者は4,216人で、昨年より3人減少しています。)

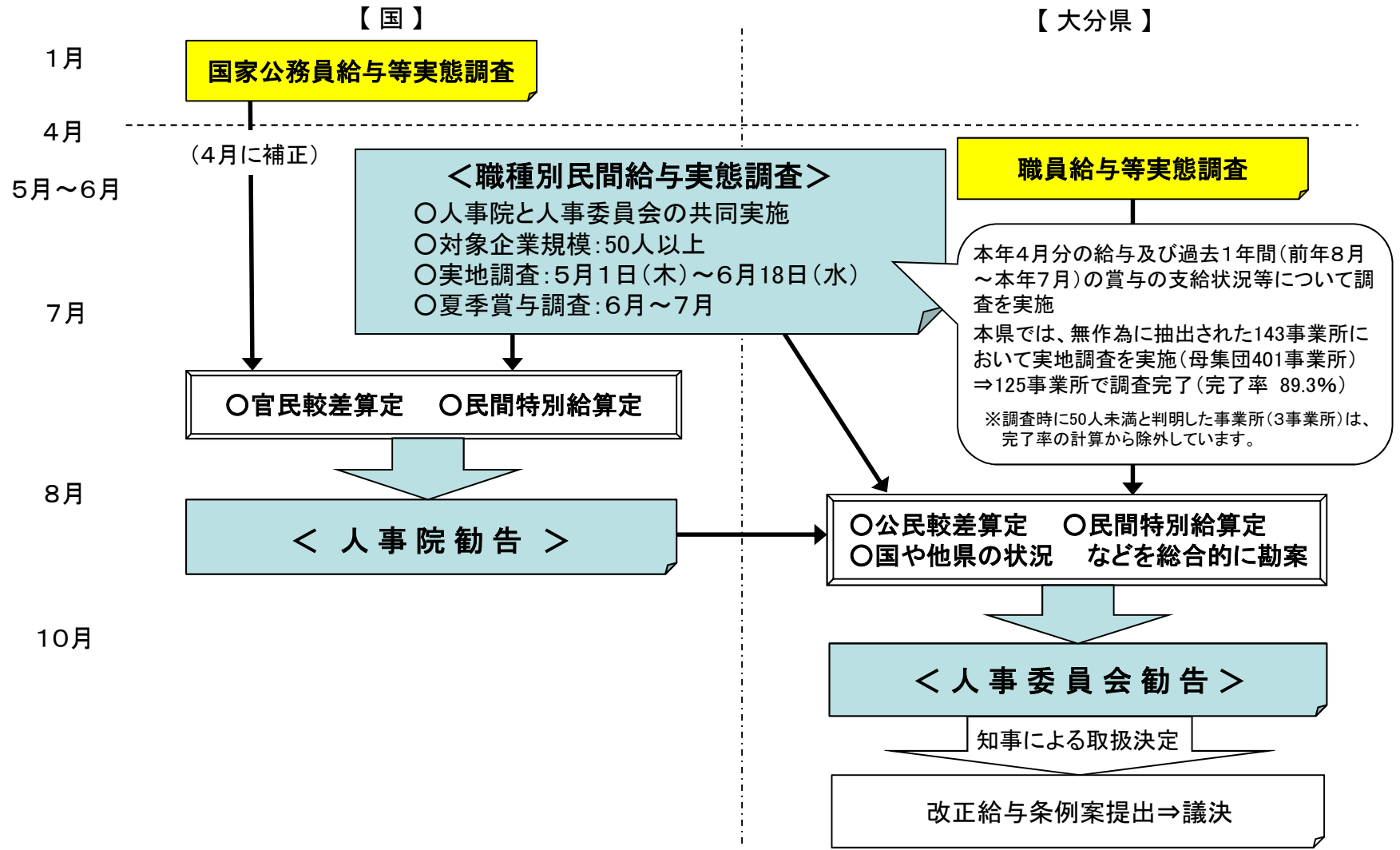
また、対象職員の平均年齢は、昨年と同じ44.6歳となっています(そのうち行政職給料表適用者は43.0歳で、昨年より0.2歳低下しています。)

項目 給料表	職員数(人)			平均年齢(歳)		
	平成26年	平成25年	増減	平成26年	平成25年	増減
行政職	4,216	4,219	△ 3	43.0	43.2	△ 0.2
研究職	231	226	5	41.2	41.8	△ 0.6
医療職(一)	16	16	—	46.2	47.9	△ 1.7
医療職(二)	234	241	△ 7	42.6	42.8	△ 0.2
海事職	38	41	△ 3	43.2	43.5	△ 0.3
公安職	2,037	2,014	23	39.1	39.1	—
教育職(一)	2,671	2,699	△ 28	46.0	45.7	0.3
教育職(二)	6,154	6,194	△ 40	47.0	47.0	—
全職種	15,597	15,650	△ 53	44.6	44.6	—

(平成26年4月1日現在)

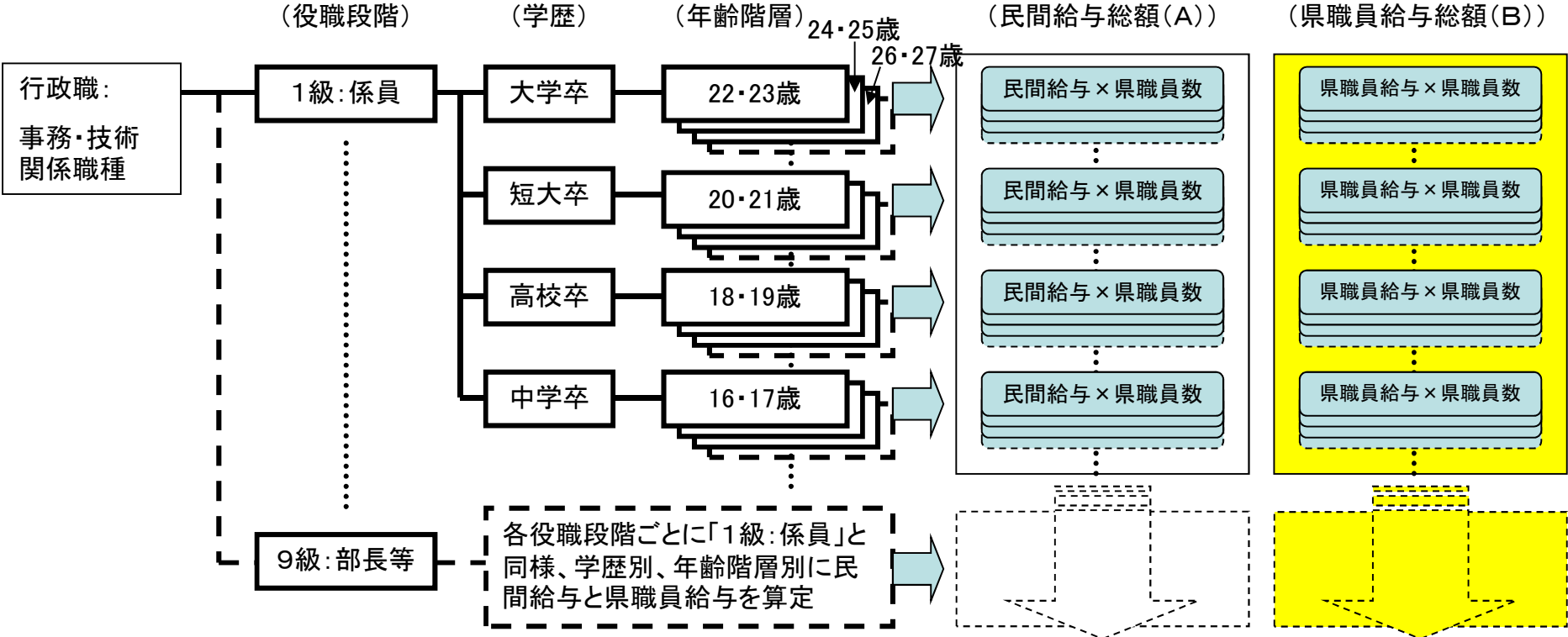
2 給与勧告の手順

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、職員給与の決定方式として定着しています。



3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。
 具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総数を算出し、両者の水準を比較しています。



本年の較差 999円 (0.27%) (算定方法) (a) - (b)

民間給与総額
 ÷ 県職員総数
 = 372,328円 (a)

県職員給与総額
 ÷ 県職員総数
 = 371,329円 (b)

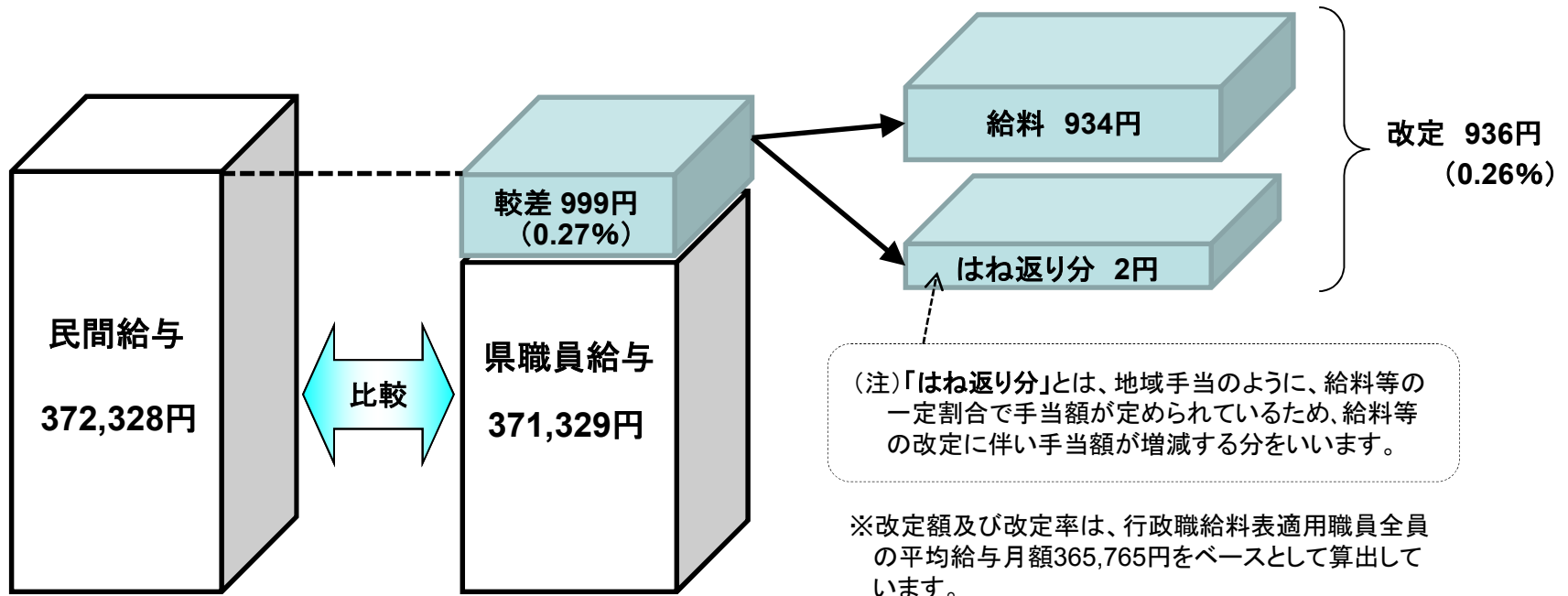
※民間、職員ともに、本年の新規学卒の採用者は含まれていません。

4 民間給与との較差等に基づく給与改定

地方公務員法の趣旨に則り、次の事情を総合的に勘案した結果、以下のとおり月例給の改定を行う必要があると判断しました。

- 職員の月例給の水準が民間を下回っていること
- 人事院が、国家公務員の月例給の引上げ改定を行うよう勧告していること
- 他の都道府県においても、民間給与との較差及び人事院の報告・勧告等を考慮して対応することが考えられること

【民間給与との較差と月例給の改定】



※民間、職員ともに、本年の新規学卒の採用者は含まれていません。

5 本年の給与改定等

1 給料表

- 行政職給料表
民間給与との較差(999円、0.27%)等を勘案し、人事院勧告に準じて引上げ改定
若年層に重点を置いた改定、初任給を2,000円引上げ
- その他の給料表
行政職給料表との均衡を基本に、人事院勧告に準じて引上げ改定

2 初任給調整手当

- 医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて所要の改定

3 単身赴任手当

- 再任用職員に対しても、人事院勧告に準じて単身赴任手当を支給

4 期末手当・勤勉手当

- 民間の特別給の支給割合(4.08月分)等を勘案し、人事院勧告に準じて支給月数を0.15月分引上げ
年間支給月数 3.95月分 → 4.10月分 (0.05月単位で改定)
- 支給月数の引上げ分は、人事院勧告に準じて勤勉手当に配分

5 実施時期

- 給料表、初任給調整手当 : 平成26年 4月 1日
- 期末手当・勤勉手当 : 平成26年12月 1日
- 単身赴任手当 : 平成27年 4月 1日

6 モデル給与例（行政職）

職務段階	年齢	家族構成	現 行		改 定 後		年間給与の 増加額
			月 額	期末・勤勉手当 年間支給月数	月 額	期末・勤勉手当 年間支給月数	
係 員	25歳	独 身	185,800円	3.95月	187,700円	4.10月	58,000円
	30歳	配 偶 者	250,500円	3.95月	252,200円	4.10月	65,000円
係 長	40歳	配偶者、子2人	362,500円	3.95月	363,700円	4.10月	73,000円
課長補佐	50歳	配偶者、子2人	414,000円	3.95月	414,700円	4.10月	76,000円
課 長	55歳	配偶者、子1人	532,239円	3.95月	533,239円	4.10月	92,000円
部 長	58歳	配 偶 者	644,945円	3.95月	645,645円	4.10月	110,000円
[参考] 行政職平均			365,765円	3.95月	366,701円	4.10月	70,000円

(注) モデル給与例の「月額」は、給料月額、管理職手当及び扶養手当を基礎に算出
 (「課長」については管理職手当の区分を五種(77,400円)、「部長」については管理職手当の区分を一種(130,300円)として算出)

7 国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じた給与改定

人事院は、国家公務員の給与について、民間給与との較差等に基づく改定に加えて、地域間・世代間の給与配分の見直し等を柱とした給与制度の総合的見直しを行うよう勧告しました。

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、以下のとおり所要の改定を行う必要があると判断しました。

1 給料表

- 行政職給料表
人事院勧告における俸給表の改定（平均△2%、高位号俸は最大△4%程度）に準じて引下げ改定
- その他の給料表
行政職給料表との均衡を基本に、人事院勧告に準じて引下げ改定（医療職給料表（一）を除く。）

2 地域手当

- 俸給表水準の引下げに合わせて支給割合等の見直しを行うこととした人事院勧告に準じて所要の改定
- 支給割合：東京都特別区 18%→20%、大阪市 15%→16%、福岡市 10%（据置き）

3 単身赴任手当

- 人事院勧告に準じて引上げ改定
- 基礎額：月額 23,000円→30,000円、加算額の限度：月額 45,000円（1,500km以上）→70,000円（2,500km以上）

4 管理職員特別勤務手当

- 管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、やむを得ず平日の午前0時以降の深夜に勤務した場合に、人事院勧告に準じて勤務1回につき6,000円以内の手当を支給

5 実施時期等

- 実施時期：平成27年4月1日（地域手当、単身赴任手当については、人事院勧告に準じて段階的に実施）
- 経過措置：給料について、所要の経過措置を実施

8 最近の給与勧告の実施状況

県職員の給与は、民間給与が厳しい状況にあったこと等を反映して、月例給与又は特別給与の減額による年間給与の減少又は据置きが続いていましたが、本年は、平成19年以来7年ぶりに年間給与を増額する勧告となりました。

年	月例給		主な勧告の内容	期末・勤勉手当		平均年間給与	
	改定額	改定率		年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成11年	1,047円	0.26%	給料表の引上げ	4.95月	△0.30月	△105千円	△1.5%
平成12年	515円	0.13%	子等に係る扶養手当の引上げ	4.75月	△0.20月	△75千円	△1.1%
平成13年	297円	0.07%	特例一時金を支給	4.70月	△0.05月	△17千円	△0.2%
平成14年	△8,254円	△2.03%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ	4.65月	△0.05月	△161千円	△2.3%
平成15年	△4,242円	△1.06%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ	4.40月	△0.25月	△175千円	△2.6%
平成16年	—	—	—	4.40月	—	—	—
平成17年	△1,458円	△0.37%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ(H17実施) 国家公務員の給与構造の改革に準じた給与改定(H18実施)	4.45月	0.05月	△4千円	△0.1%
平成18年	—	—	管理職手当の定額化、子等に係る扶養手当の引上げ(H19実施)	4.45月	—	—	—
平成19年	650円	0.17%	給料表の引上げ、子等に係る扶養手当の引上げ	4.50月	0.05月	30千円	0.50%
平成20年	—	—	教育職給料表の級の新設(H21実施)	4.50月	—	—	—
平成21年	△712円	△0.18%	給料表の引下げ	4.15月	△0.35月	△152千円	△2.4%
平成22年	△617円	△0.16%	給料表の引下げ、自宅に係る住居手当の引下げ	3.95月	△0.20月	△88千円	△1.4%
平成23年	△1,057円	△0.28%	給料表の引下げ(H24.3.1実施)	3.95月	—	△17千円	△0.3%
平成24年	—	—	55歳を超える職員の昇給制度の見直し	3.95月	—	—	—
平成25年	—	—	—	3.95月	—	—	—
平成26年	936円	0.26%	給料表の引上げ(H26実施) 国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じた給与改定(H27実施)	4.10月	0.15月	70千円	1.2%

(注) 1 平成17年の「改定額」、「改定率」、「平均年間給与」及び平成25年の「平均年間給与」は、特例条例による減額前の職員給与に基づき算出
2 平成23年の「平均年間給与」は、平年ベースで算出